

会 議 録

年 月 日	平成 27 年 4 月 27 日 (月)		
開会時刻	午後 2 時 00 分	閉会時刻	午後 3 時 45 分
開催場所	条里南庁舎 会議室		
出席委員	二階堂 衛、伊藤 孝俊、橋本 知加子、柴田 康裕、加賀谷 長吉		
その他 出席者	教育総務部長 柴田 恒宏 教育総務部次長 高橋 功 教育総務課主幹 山本 信夫 文化財保護課長 高橋 純 文化財保護課専門監 高橋 輝幸 図書館課長 佐越 良子 教育指導課長 鈴木 雄幸 学校教育課長 飯野 由貴男 学校教育課政策監 遠藤 美紀子 学校給食課長 上法 満		
会議書記	教育総務課上席副主幹 富山 直美 教育総務課総務係主査 大塚 昭生		

付議案件

- 議案第 25 号 横手市社会教育委員の委嘱について
- 承認第 1 号 平成 26 年度横手市一般会計補正予算 (第 9 号) に関する意見の申出について
- 承認第 2 号 横手市社会教育委員の委嘱について
- 承認第 3 号 横手市学校評議員の委嘱について
- 承認第 4 号 横手市立小中学校通学区域諮問委員の委嘱について

議決・承認事項

- 議案第 25 号 横手市社会教育委員の委嘱について
- 承認第 1 号 平成 26 年度横手市一般会計補正予算 (第 9 号) に関する意見の申出について
- 承認第 2 号 横手市社会教育委員の委嘱について
- 承認第 3 号 横手市学校評議員の委嘱について
- 承認第 4 号 横手市立小中学校通学区域諮問委員の委嘱について

《会議要旨》

二階堂委員長 市の組織改編に伴いまして新しい体制ということで、初めての定例教育委員会です。前年度同様に今年度もよろしくお願ひいたします。

ただ今より平成27年4月の定例教育委員会を開催します。

会議録署名委員は、1番伊藤教育長3番柴田委員に願ひします。参与はお集まりの部長、次長、課長、書記は教育総務課担当に願ひします。

それでは次第3の教育長報告を願ひします。

伊藤教育長 それでは報告します。

1ページ目でございますが、4月16日から17日に東北都市教育長協議会定期総会及び研修会に参加するために山形市に行つてまいりました。総会でありますから、会の業務報告や決算などについて話し合われました。また、来年度の総会は秋田県潟上市で開催されることが正式に決定されました。

2ページから3ページ目でございますが、3月25日の教育専門監連絡協議会において、引継ぎが主な内容ではありましたが、私も直接お会いして、期待しているいくつかの事柄についてお話させていただいております。

また、3月下旬4月初めにかけては、教育委員の皆様にもご協力いただき、滞りなく辞令交付ができました。

4月2日は、スクールガードリーダー連絡協議会がございまして、メンバーは3名でこれまでと変わらないわけですが、行き先が若干変わりましたので、そういったところをご協力いただけるようにお話ししたところであります。

4月3日に新しい横手北小学校の校章デザイン採用証明書贈呈式を行いました。元横手北中学校の生徒ということで大変良かったと思います。

それから、昨年暮れにかけて、学校給食センターで、何件か不都合な事案が発生したことを受けまして、メフオスの職員も一緒に調理員を講堂に集めまして、あらためて安全な給食提供について願ひしたところであります。これまでは、

そういうことはしておりませんでした。いい機会ですのでメフォスにもご協力願ったということでもあります。

それから7日からは入学式がありましたので、教育委員の皆様にもご協力いただきました。

4月9日はJAバンクから食農教育のパンフレットの小冊子をいただいております。

4月18日および25日には、雄物川小学校と大雄小学校の開校式が行われ、教育委員会はもとより地域局の方々にもご協力をいただきました。

4月22日には、校長会総会がありました。

4月23日は社会教育委員会議が行われ、委員の変更がありましたので、委嘱状をお渡ししたところです。

また、同じ日に事務の共同実施の協議会がありまして、事務職員の協力を仰いだところでもあります。

ご存知のように、4月22日から26日まで、全日本男子バレーボールチームの合宿が行われまして、23日はレセプション、26日はエキシビションゲームが行われました。大変な人出で大盛況でありました。また来年もできるように、これからまたお願いをしていく予定になっております。

以上でございます。

二階堂委員長 ただ今の教育長報告につきましてご質問等ございましたらお願いします。

—なし—

二階堂委員長 ないようですので、4の議事に移ります。
日程第1議案第25号 横手市社会教育委員の委嘱について説明をお願いいたします。

教育総務次長 —資料に基づき説明する—

二階堂委員長 ただ今の説明につきまして、ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

—なし—

二階堂委員長 ないようですので、日程第1議案第25号 横手市社会

橋本委員 確認ですが、備考の記載が中学校となっておりますが、中学校長としなくても良いのでしょうか。

教育総務次長 選出区分として中学校から一人選ぶことになっていきますので、中学校という表記にしております。

二階堂委員長 ほかにございましたらお願いします。

—なし—

二階堂委員長 ないようですので、日程第3承認第2号 横手市社会教育委員の委嘱についてご承認いただけますでしょうか。

—異議なし—

二階堂委員長 ご異議がないようですので、日程第3承認第2号について承認とさせていただきます。

続きまして日程第4承認第3号 横手市学校評議員の委嘱について説明をお願いいたします。

教育指導課長 —資料に基づき説明する—

二階堂委員長 ただ今の説明について、ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

橋本委員 学校評議員について3点教えてください。

まず、学校評議員は小中学校から選出されるということですが、学校によって人数が3名から6名というように学校で異なっていますが、人数に関する基準というものがあるのかというのが一点目です。

次にPTA会長さんが入られているところと、全くPTAと関わりの無い方ばかりで構成されているところがありますが、人選の決まりとかはあるのかどうかという点です。

三点目は二点目と関連しますが、男性ばかりで構成されている学校があつて、例えば朝倉小学校、栄小学校、十文字第一小学校、横手明峰中学校などですが、選ぶ際の基準などがあるかという点について教えてください。

教育指導課長 学校評議員については、学校運営に関して意見を述べる人員ということで、この委嘱に関しては、職員以外のもので教育に関する理解および識見を有する者のうちから校長の推薦によりということになっておりますので、PTA会長でもそれ以外でも学校運営に関して意見を述べるということです。男性女性に関しても規定はありませんので各校に任せられております。人数も3名から6名ということで各校におまかせしております。

二階堂委員長 生徒数によって何人とかの規定のようなものはないということですか。

教育指導課長 学校の生徒数、学校の規模に関しての規定はありません。各校の事情に任せております。

《 14:20 休憩 》

《 14:24 再開 》

二階堂委員長 この件につきまして、ほかにご質問ご意見等ございましたらお願いします。

柴田委員 去年も話が出たと思いますが、任期が何期目かということも記載してほしいとお願いした経緯があったと思うのですが、それは載せられないということでしょうか。

教育指導課長 任期に関して載せることはやぶさかではないと思いますが、今回は学校からあがってきたものをそのまま掲載しましたので、今後検討いたします。

二階堂委員長 ほかにございましたらお願いします。

—なし—

二階堂委員長 ないようですので、日程第4承認第3号 横手市学校評議員の委嘱についてご承認いただけますでしょうか。

—異議なし—

二階堂委員長 ご異議ないようですので、日程第4承認第3号について承認とさせていただきます。

続きまして日程第5承認第4号 横手市立小中学校通学区域諮問委員の委嘱について説明をお願いいたします。

学校教育課長 —資料に基づき説明する—

二階堂委員長 ただ今の説明につきまして、ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

—なし—

二階堂委員長 ないようですので、日程第5承認第4号 横手市立小中学校通学区域諮問委員の委嘱についてご承認いただけますでしょうか。

—異議なし—

二階堂委員長 ご異議ないようですので、日程第5承認第4号について承認とさせていただきます。

《 議事終了 》

—各課長から事業報告等あり—

二階堂委員長 これをもちまして平成27年4月の定例教育委員会を終了いたします。

参 考

※横手市社会教育委員とは

各地域・小中学校・学識経験者が委員になります。社会教育に関する諸計画を立案したり、教育委員会から意見を求められた際に会議を開いて意見を述べたり、必要な調査研究を行うなどして社会教育に関して教育委員会に助言することを主な職務としています。

※横手市学校評議員とは

校長が、保護者や地域の方々の意見を幅広く聞くために、自校の教職員以外で、教育に関して理解や知識を持つ方々の中から推薦した人です。学校の教育目標・計画や地域との連携の進め方など、校長の行う学校経営について意見を述べることができます。

※横手市立小中学校通学区域諮問委員会とは

地域づくり協議会、PTA、学校長、学識経験者が委員となり、児童生徒がどの学校に入学するかを住所により指定する通学区域の変更について、教育委員会が意見を求めた際に、検討し意見を述べるものです。